

チェスター式の予防策も解説！

3つの相続税の損害賠償請求事例から学ぶ事故要因

講師

税理士法人チェスター代表

税理士・公認会計士

荒巻善宏

※本レジュメの事例は、実際にあった税倍訴訟の事案に基づいて税理士法人チェスターにてセミナー用に分かりやすく整理した内容で新たに作成しております。このため下記の事案は実例とは数字や時期が異なっていることをご了承ください。

ケース 1

「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」の提出を失念したことにより損害賠償を受けた事例

■損害賠償金額

4,000 万円

■概要

平成 20 年 3 月 被相続人甲が死亡（法定相続人は妻、長男、長女の 3 名）

↓

平成 20 年 6 月 長男選定の弁護士より税理士 A に相続税申告の紹介があり

↓

平成 21 年 1 月 遺産分割が申告期限内に纏まらなかったため、税理士 A は「相続税の申告書の提出期限から 3 年以内に分割する旨の届出」を相続税の申告書提出期限までに提出

↓

平成 26 年 3 月 審判確定により遺産分割が確定

↓

平成 26 年 3 月 相続人である長男は速やかに税理士に遺産分割確定の旨を連絡したが、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」の税務署への提出を税理士 A が失念していたことが発覚

↓

その後、税理士 A が税務署と交渉するも期限が過ぎており、宥恕規定もなく救済不可であることが確定する。本来であれば相続税の申告期限後 3 年を経過する日の翌日から 2 か月を経過する日までに遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請手続を行っていなければならなかった。

↓

税理士 A は相続人より、本来であれば受けられた配偶者の税額軽減特例及び小規模宅地等の特例適用による相続税の軽減額である 4,000 万円相当の損害賠償請求を受ける

ワンポイント：「宥恕規定（ゆうじょきてい）」

宥恕規定とは簡単にいうと、税法上の特例を受ける条件にあるにも関わらず必要な添付書類等がない場合において税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、後日提出してもその規定の適用を認めるという規定です。

宥恕規定の例として租税特別措置法 35 条（譲渡所得の 3000 万円特別控除）があります。

1 1 第一項の規定は、その適用を受けようとする者の同項に規定する資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める事項の記載があり、かつ、当該譲渡による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

1 2 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

宥恕規定の適用要件は、「正当な理由」、「やむを得ない理由」、「やむを得ない事情」に分かれる。

国税庁タックスアンサー：遺産分割が行われていない場合の各種特例の適用手続

Q

相続税の申告期限までに遺産分割が行われていなければ、小規模宅地等の課税価格の特例及び配偶者の税額軽減の特例を受けることができないのですか。

A

当初の申告時には、その分割が行われていない財産について、これらの特例の適用を受けることはできませんが、相続税の申告書に「申告期限後 3 年以内の分割見込書」を添付して提出しておき、相続税の申告期限から 3 年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます。この場合、分割が行われた日の翌日から 4 か月以内に「更正の請求」を行うことができます。

なお、相続税の申告期限の翌日から 3 年を経過する日において相続等に関する訴えが提起されているなど一定のやむを得ない事情がある場合において、申告期限後 3 年を経過する日の翌日から 2 か月を経過する日までに、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出し、その申請につき所轄税務署長の承認を受けた場合には、判決の確定の日など一定の日の翌日から 4 か月以内に分割されたときに、これらの特例の適用を受けることができます。適用を受ける場合は、分割が行われた日の翌日から 4 か月以内までに「更正の請求」を行ってください。

(相法 19 の 2、32、措法 69 の 4、相令 4 の 2、措令 40 の 2、相規 1 の 6、措規 23 の 2)

■ミスを防ぐための 2 つのポイント

未分割での相続税申告は実務上よくあることです。そこで未分割申告時には「申告期限後 3 年以内の分割見込書」については忘れずに行うことが可能でしょう。しかし申告期限から 3 年間に渡って、遺産分割の行方を常時税理士が追うことは負担がありますし、忘れてしまうこともあるでしょう。

そんな時に問われるのが、「税理士の説明責任と客観的証拠の明文化」です。

本事案に限らず、税倍訴訟の現場では税理士と納税者の間で「言った、言わない」の押し問答があり、専門家として高度な善管注意義務がある税理士は訴訟のシーンで不利になるケースも多くある。

だからこそ未然にトラブルを防ぐために、しっかりと納税者に説明をした上でさらに客観的証拠を明文化させる必要があります。

<税理士法人チェスターオリジナル書式>

平成 年 月 日

未分割での申告に関する確認書

税理士法人チェスター 殿

私は被相続人■■■■の相続税の申告にあたり、税務代理権限証書により貴法人にその申告代理及び関係書類の作成事務を依頼いたしました。

依頼に基づいて、貴法人にて作成された相続税申告書及びその添付書類に関連し、下記の事項について確認します。

(1) 上記相続税の申告において、相続人の中で当初の申告期限(平成■■年■■月■■日)に間に合う期間内に遺産分割協議が整わなかったため、未分割として申告することを確認しています。

(2) 未分割で申告する場合は、下記の特例を受けられないことを承知しております。

<未分割で申告する場合に受けられない特例>

1. 配偶者に対する相続税額の軽減
2. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
3. 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
4. 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 など

(3) 相続人間での遺産分割協議が整った際に、小規模宅地等の特例等の適用を受ける予定のため、「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出することを確認しました。なお、小規模宅地等の特例の適用には、当該特例の適用の対象となる土地を取得した相続人間全員の合意が必要であることを承知しております。

(4) 当該相続又は遺贈に関し、訴えが提起された場合、若しくは和解、調停又は審判の申立てがされている場合等、やむを得ない事由により申告期限後3年以内に分割が決まらなかった場合に上記(2)に記載した特例の適用を受けるためには、申告期限後3年以内に分割されなかったことにつきやむを得ない事由がある場合の承認申請を行う必要があることを承知しております。この申請は申告期限後3年を経過す

る日の翌日から2か月を経過する日までに提出する必要があることを承知しており、申請が必要な場合は申告期限後3年を経過する日までに、相続人の責任において貴法人に連絡する必要があることの説明を受けました。

また、単に相続人同士の間で協議が進まなかっただけの場合はやむを得ない事由にはあたらないことの説明を受け、承知しました。

(5) 遺産が分割された場合には、分割の日の翌日から4か月以内に更正の請求等の手続きをする必要があるため、遺産の分割が整った際にはその日の翌日から2か月以内に、相続人の責任において貴法人に連絡する必要があることの説明を受けました。

(6) 上記(4)(5)につき、貴法人への連絡が相続人の都合で連絡の期限を過ぎた場合、遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の申請手続きもしくは更正の請求手続きが法定された期限内に完了できない可能性があることを承知しております。それにより小規模宅地等の課税価格の特例や配偶者の税額軽減の特例を受けられなかった場合の責任は相続人にあることを承知しており、貴法人が責任を取れないことを承知しております。

(7) 法的に有効な遺言書が存在した場合は、すでに貴法人に提示をしております。また、遺言書に記載された財産については未分割とはならず、遺言書に従った分割内容で申告をすることになる旨の説明を受けました。

(8) 一度成立した遺産分割協議に従って相続手続きを完了した後に分割協議のやり直しをした場合は、異動した財産について贈与があったものとみなされ贈与税の対象となる可能性がある旨の説明を受けました。

(9) 貴法人にて当初申告の提出完了後に、貴法人に以下のような業務を依頼する場合、別途見積もりの上、報酬の支払いが必要になる可能性があることを承知しております。

<別途報酬の見積もりが必要な業務例>

- ・分割案のシミュレーション作成
- ・分割に関連する税務、相続税の納税に関する相談
- ・遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請手続き
- ・分割決定後の修正申告、更正の請求手続き

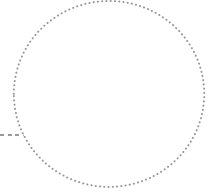
など、稼働時間が発生するもの

特記事項

特になし

相続人

氏名：.....



ケース 2

・「小規模宅地等の特例」の適用宅地の選択を誤って損害賠償請求を受けた事例

■損害賠償請求金額

2,000 万円

■概要

被相続人の主な財産

種類	広さ、数量等	相続税評価額
土地（自宅・子同居）	240 m ²	6,000 万円
駐車場（構築物あり）	200 m ²	2 億円
土地（同族会社は無償賃貸）	120 m ²	1 億 5000 万円
土地（相続人居住用）	200 m ²	9,000 万円
預貯金	-	2 億円
	合計	7 億円

相続人である長男甲は故人の生前から確定申告を依頼していた税理士 Y に相続税申告を依頼

↓

税理士 Y は自宅の土地について、子が同居していたため特定居住用宅地の特例を適用して相続税申告

↓

相続人甲が別の税理士 Z と世間話をしていたところ、「生計を一親族の居住用宅地」の存在を知り、自分の場合にはあてはまることを確認できたため当初申告を行った税理士 Y に相談したところ、小規模宅地等の特例はいったん選択して適用してしまうと選択変更ができない旨の説明をされる。さらに調査の結果、構築物がある駐車場に貸付事業用宅地の特例が適用できることも判明し、結果として最も有利となる選択を税理士 Y がシミュレーションして行っていなかった

↓

相続人は税理士 Y を相手に小規模宅地等の特例の選択適用ミスで損害賠償請求を行う

■小規模宅地等の特例の適用についての誤りやすい論点は大きく 4 パターンに分類される

【小規模宅地等の特例の選択適用の誤りやすい 4 パターン】

1. 相続税の申告期限内に申告をしなかった
2. 複数の特例対象宅地があつて有利な組み合わせで申告したが、そもそも特定対象にならない宅地が含まれていた
3. 複数の特例対象宅地があつて有利な組み合わせで申告したが、後日遺留分減殺請求によって特例対象宅地の取得者に変動があつた
4. 複数の特例対象宅地があつて有利な組み合わせで申告したが、後日さらに有利な組み合わせがあることが判明した

【4 パターンの結果】

1. 相続税の申告期限内に要件を満たしていれば期限後申告でも適用可能（遺産分割要件に注意）。さらに宥恕規定もあり。
2. 改めて適用要件を満たしている宅地等を選択できる
3. 遺留分減殺請求は後発的事由なので、更正の請求は認められる（国税庁質疑応答事例）
4. 当初申告に瑕疵がなければ、選択替えはできない

■ミスを防ぐための2つのポイント

小規模宅地等の特例は相続税実務で頻出の特例ですが、条文も複雑で適用パターンも複数存在するため、リスクが高い論点です。いかに詳しい税理士でも論点忘れやミスは起き得ます。大切なことはミスが起きないための仕組みを設けることです。

1. 複数人で審査・チェックする

小規模宅地等の特例の論点に限らず、相続税申告は一回勝負なので作成担当者とは別の税理士や上位者が審査・チェックすることが大切です。実際に税理士法人チェスターではダブルチェックは必須で、案件によってはトリプルチェックや外部顧問への審査依頼等も行ってリスクを徹底的に排除しています。

2. チェックリストを活用する

広範囲におよぶ税法を全て頭の中に入れて理解して申告書作成時に100%ミスのない作業を行うことは困難です。そこで重要な作業がチェックリストの項目を確認する作業です。チェックリストを上手く活用することで、漏れや抜けのない申告書を作成することができます。

【参考】 税理士法人チェスターで使用しているチェックリストの一部

<p>【共通】</p> <p>選択適用できる土地が複数ある場合、最有利選択をしたか。</p> <p>※ 27.1.1以降相続開始案件については限度面積計算が異なるため要注意</p>
<p>【共通】</p> <p>未分割の土地について適用していないか。</p>
<p>【共通】</p> <p>3年以内贈与・相続時精算課税により取得した財産について適用していないか</p>
<p>【共通】</p> <p>親族以外の者が遺贈により取得した財産について適用していないか。</p> <p>※小規模宅地等の特例は、取得者が親族に限定されています。</p>
<p>【共通】</p> <p>共有の場合の適用面積は適切か。</p> <p>※共有持分に対応する部分の面積しか適用できません</p>
<p>【共通】</p> <p>私道についてもその土地の維持効用を果たすために必要不可欠な場合には小規模宅地等の特例が適用可能</p>

<p>【共通】</p> <p>同一生計親族の判定は正しいか。</p> <p>※同居（明らかに独立生活を除く）→○、別居の場合には主要な部分で生計を共通→○</p>
<p>【特定居住用】</p> <p>下記4パターンの適用可能性をすべて確認したか</p> <p>・配偶者 ・同居親族 ・家なき子 ・生計一親族</p>
<p>【特定居住用】</p> <p>家なき子の場合には、相続開始日でなく相続開始日前3年間持ち家に住んでいないか確認したか。</p>
<p>【特定居住用】</p> <p>被相続人が老人ホームへ入居していた場合の適用関係を確認したか。</p> <p>※平成26年1月1日以降の相続開始案件から要件が緩和されています。</p> <p>※各都道府県に届出がされているか都道府県のHPで必ず確認すること。</p> <p>未届施設は適用できないこともあります。</p>
<p>【特定居住用】</p> <p>二世帯住宅の場合の適用関係を確認したか。</p> <p>※平成26年1月1日以降の相続開始案件から要件が変更されています。特に区分登記の場合には要注意！</p>
<p>【特定居住用】</p> <p>同居親族又は生計一親族で小規模宅地の特例を適用する場合、申告期限まで居住すべき旨を伝えたか。</p>
<p>【特定居住用】</p> <p>居住継続要件のある取得者が申告期限前に死亡した場合であっても特例の適用は可能</p>
<p>【貸付事業用】</p> <p>構築物（アスファルト、砂利等）がないのに貸付事業用宅地を適用していないか。砂利敷であっても明らかに土が見えているような場合には貸付事業用適用不可！</p>
<p>【貸付事業用】</p> <p>相続人に貸し付けていた物件をその相続人が取得した場合には貸付事業用宅地は適用できない旨を確認したか。（混合が生じるため）</p>
<p>【貸付事業用】</p> <p>貸付事業用宅地について相当の対価の判断は行ったか。相場より明らかに低額で親族に賃貸している場合には貸付事業用宅地には該当しない。</p>
<p>【貸付事業用】</p> <p>貸付事業用で空室がある場合には原則として貸家建付地部分のみ小規模の適用が有るが、一定の場合には自用地部分から小規模の適用が出来る旨を確認したか。</p>
<p>【特定事業用、特定同族会社事業用】</p> <p>条文、書籍等で要件を精査し、適用有無を確認したか。</p>

■本論点での追記事項

本論点では同族会社に無償で賃貸している土地がありました。本来であればこの土地についても顧問税理士のアドバイスにより生前に同族会社と賃貸借契約を締結して、相場の家賃で有償としておくことで特定同族会社事業用宅地の特例が適用できました。このような場合に顧問税理士が、特定同族会社事業用宅地の特例の適用のための助言を失念していたことで損害賠償請求を受けるかどうかはケースによるかと思いますが、顧問税理士だからこそ気づく生前の対策が複数あることも相続税の難しさの一つです。

ケース 3

・「物納・延納」申請の手続きミスで税理士に約 2 億円の損害賠償責任が認められた事例

■損害賠償請求金額

2 億円 8000 万円

■概要

一部認容：賠償額 280,862,056 円、東京地裁平成 5 年(ワ)2494 号、東京高裁平成 10 年 11 月 30 日に和解結了)判例時報 1575 号 71 頁、判例タイムズ 925 号 214 頁、TAINS コード Z 999-0010)

相続税の申告に関して顧問税理士は、納税者から依頼があった物納申請を行わず、延納申請をし、かつ、土地の評価の過誤を犯したことで附帯税を含め 2 億 8,000 万円余の損害賠償を命じられた事例

この事件では、故人の相続人である X 1 (甲の妻)、X 2 (甲の子) 及び X 3 (同) (以上原告) は、税理士 Y (被告) に相続税の申告手続を依頼した際、物納の申請を依頼したが、税理士 Y は物納申請ではなく延納申請を行ったため、X 1 らが余分に土地を売却せざるを得なくなったと主張して、現金納付分を除き、その差額と過少申告加算税等の合計 4 億 2,493 万円余とそれに係る遅延損害金の支払いを税理士 Y に対し求めた。なお、土地等の評価等について、土地 3 3 筆中 1 4 筆の路線価等の読み違い等による過誤が判明し、修正申告書を提出した。

■判決の要旨

X 1らが相続した財産の大部分は不動産であり、物納に充てることが可能な財産を有していたにもかかわらず、Yが延納手続をしたことは、委任の本旨に従わず忠実義務違反にあたる。

Yは税務の専門家として、租税に関する法令、通達等に従い、適切に相続税の申告手続をすべき義務を負うことはもちろん、できる限り節税となり得る措置を講ずるべき義務を負うものであるとして賠償命令が下された。

相続人が税理士に物納申請の依頼をしたにも関わらず税理士が延納手続きをとったのであれば、納税者にとって延納が有利であるといった特段の事情がない限り、裁判所は税理士に債務不履行責任があることを認めました。

【東京高裁判決平成7年6月19日より】

「税理士法上の義務として、法令に適合した適切な申告をなすべきことは当然であるが、法令の許容する範囲内で依頼者の利益を図る義務があるというべきである。」としている。また、納付についての指導、助言は単なるサービスではなく付随業務としてその懈怠については債務不履行責任を負うとしている。

➡ここでの重要なポイントは税理士の義務として、納税者の利益つまり「節税」の視点を持って申告書を作成することが示されている点にあります。

■本事案についての私見

納税者から物納申請を依頼したいという申し出があったにも関わらず延納申請してしまった税理士には一定の責任があるといえるでしょう。一方で、納税者が物納を依頼したいと申し出たとしても、延納が有利であれば税理士は延納を勧める必要や説明責任があるでしょう。つまり税理士としては、複数の納税方法が考えられる場合にそれぞれのケースを想定して各納税方法の有利・不利をそれぞれ説明しておく必要があります。

なお本事案はバブル期の相続であり、土地の地価が高騰していたことを考えると必ずしも税理士のとった延納という選択肢は的外れではないようにも思えます。物納は今では納税手段の選択肢の一つですが、平成2年ころの相続においては物納要件の難しさがネックとなり物納は一般的ではありませんでした。東京局でも平成2年頃の物納の取り下げ率は50%を超えていました。

また本事案では最終的に相続人が納得の上で遺産分割協議書や相続税申告書に署名捺印していることからしても、税理士に下された2億8000万円という損害賠償額はあまりにも大きすぎるでしょう。ということは恐らく本事案の税理士は納税者への説明をしていなかっただけでなく、説明した書類等の客観的な証拠も何もなかったと推察されます。

本セミナーでは相続税のリスクについて説明をしてきましたが、大切なことはもちろんミスが起きないようにすることですが、同時にミスが起きてしまった場合や訴えられてしまった場合に税理士としての高度な注意義務を果たしたということを証明できるような客観的な証拠を残しておくことが大切だといえます。

【抑えておきたい税制改正チェック（物納）】

平成29年度税制改正により物納できる財産の順位と財産の範囲が変わりました
(平成29年4月1日以降の物納申請分から適用)

< 改正内容 >

- ① これまで物納順位が第2順位であった社債及び株式等の有価証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等が第1順位となりました。
- ② これまで物納できなかった有価証券でも、金融商品取引所に上場されているもの等は第1順位で物納できるようになりました。

➡実務上アドバイスをする際に従来は価格変動リスクのある上場株式が物納の第二順位となっていたことから、大暴落した際や金融資産の大半を預貯金ではなく上場株式で持っている場合等に、物納が利用しづらかった点が改正されました。相続税の納税提案のアドバイス方法も変わってくるため注意が必要です。

■よくある相続税の相談事案に潜むリスクを一緒に考えてみましょう

<概要>

・父死亡

・相続人は母と長男の2名

・遺産内容と相続税評価

千葉にある自宅敷地（700 m²）の持分100% 9000万円（被相続人・母・長男）が同居

自宅の家屋100% 1000万円

預貯金 1億円

合計2億円

・その他考慮する点

母の財産は預貯金が5000万円程度

将来的には自宅を売却して老人ホームに入りたい

・相続人の遺産分割の希望と相談

母は（70歳）相続後に自宅を売却して老人ホームに入居したいので、母に8割程度の自宅を相続させて譲渡代金を老人ホーム入居資金に充てたい。家屋は壊すので配偶者税額軽減を受けられるためとりあえず母に。自宅の取得費が分からないので譲渡所得が心配。

・相続人の希望をもとに税理士が試算した案

財産種類	相続税評価額	母	長男
自宅土地	9,000万円	7,200万円	1,800万円
自宅家屋	100万円	100万円	-
預貯金	1億円	2,000万円	8,000万円
小規模宅地等の特例	▲5,760万円	▲5,760万円	-
合計	1億3,340万円	4,440万円	9,800万円
相続税	1,049万円	0円	1,049万円

・コメント

上記の税理士が示したプランには、1つの単純ミスと、将来起きる潜在的なミスが1つの合計2つのミスがあります。